

第 3 2 号議案

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めらる。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別 紙)

協定項目番号	7	協定項目名	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
調 整 内 容			
<p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第2項の規定を適用し、現行の区域のまま5つの農業委員会を設置し、各農業委員会の委員は引き続き在任する。</p> <p>さらに、新市としての一体性確保の観点から、平成17年7月20日までに新市を全域とする1つの農業委員会に統合するものとする。</p> <p>また、統合後の農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区については、合併までの間に調整するものとする。</p>			